

○財務省告示第百六十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年四月十六日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 菅 直人

平成二十二年五月十二日

- 一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第三十  
二回）
- 二 発行の根拠  
法律及びその  
法律第二十三年）第四十六  
条第一項及び特別  
会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六  
条第一項
- 三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）
- 四 発行方法  
各申込みのうち応募価格の高い
- 五 募入決定の  
方法  
価格競争



八 最 行 争  
 額 低 入  
 振 替 単 位 五 万 円

十 一 発 行 日  
 格 競 争 格 日

ロ

十 二  
 三 二  
 の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
 払 過 入 札 格 第 参 加 債 札 格 競 争 行 行  
 込 利 札 競 競 I 場 行 争 行 行  
 み 子 率 発 競 競 I 加 場 行 争 行 行

五 万 円

の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 面 金  
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
 平 成 二 十 二 年 四 月 十 六 日

五 銭 額 以 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 五 十  
 銭 額 百 円 に つ き 百 一 円 七 十

(一) 年 二 ・ 三 パ ー セ ン ト  
 は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
 は 募 入 決 定 額 に 加 え 次 の 算 者

十 式 号 規 算 出 し た 金 額 を 第 二  
 十 号 規 算 出 し た 金 額 を 第 二  
 む も の と す る 期 日 に 払 い 込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.3}{100} \times \frac{27}{365}$$

(二) 発 行 時 にお い て 泉 徴 収 さ れ  
 に 係 る 所 得 税 が 泉 徴 収 さ れ  
 る も の と し て 振 替 口 座 中 の  
 口 座 に 記 載 又 は 前 記 簿 算 式  
 の 記 載 又 は 前 記 簿 算 式

二十 十九 十八 十七 十六 十五  
 払 者 入 払 元 償 償 後 第  
 込 者 札 場 利 還 還 の 二  
 期 参 所 金 金 期 利 期  
 日 加 支 額 限 子 以

に 金 額 により算出した金額から当該  
 金額に百分の二十を乗じた金額  
 額（おただし、当該国債を發行  
 時において取得する者が非居  
 住者又は外国法人である場合  
 には、前記（一）の算式により  
 出した金額に当該非居住者又  
 は外国法人が適用を受ける所  
 得税の税率を乗じた金額）を  
 控除することができる。  
 平成二十二年九月二十日を払  
 期とし、次の算式により算出  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十六号において  
 規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 三 月 十 日 及 び 九 月 十 日  
 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。六月間  
 平成五十二年三月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成二十二年四月十六日